



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 東邦アセチレン株式会社
代表者名 取締役社長 藤井 恒嗣
(コード番号 4093 東証第 2 部)
問合せ先 取締役
常務執行役員 小西 国温
(TEL. 022-385-7692)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 79 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- 1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）の変更を行うものであります。
- 2) 公告を経済的かつ効率的に行うことを目的とし、公告方法として電子公告を採用するため、現行定款第 4 条（公告の方法）を変更するものであります。
- 3) 株主総会の招集手続の効率化を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示について、変更案第 5 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- 4) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、さらにその経営体制の是非について、毎年株主の皆様のご判断を仰ぐことが可能となるよう、現行定款第 21 条（任期）の取締役の任期を 1 年以内に変更し、不要となる現行定款第 21 条第 2 号を削除するものであります。
- 5) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう変更案第 51 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- 6) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、ならびに社外取締役、社外監査役の責任を予め限定することができるよう、変更案第 31 条（取締役の責任免除）および第 45 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、社外取締役の責任限定契約の規定につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- 7) 現行定款第 12 条（基準日）より第 3 章とすることに加え、上記の変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～2 (条文省略) 3. <u>ガス用器具類の仕入販売</u> 4～7 (条文省略) 8. <u>ボルトナットの緩み止め座および回転機器のバランス自動修正装置の製造、仕入ならびに販売</u> 9. <u>不動産の売買、賃貸、仲介ならびに土地の造成、建設工事、建築物の設計、施工、工事監理、請負</u> 10. <u>環境衛生保全設備機器、公害防止機器の仕入販売</u> 11. <u>製氷機械、冷凍機械、各種プレス機械、土木機械、建設機械ならびにこれらの製造用資材および工具類の仕入販売</u> 12. (条文省略) 13. <u>食料品、衣料品、装身具、化粧品、日用品雑貨の仕入販売</u> 14. <u>自動車タイヤおよびチューブ、工業用ゴム製品の仕入販売</u> 15. <u>事務機器、文具類、書籍、カセットテープの仕入販売</u> 16. <u>損害保険代理業</u> 17. (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～2 (現行どおり) 3. <u>住宅関連設備機器、ガス用器具類の仕入販売</u> 4～7 (現行どおり) (削除) 8. <u>建設工事、建築物の設計、施工、工事監理</u> (削除) 9. <u>製氷機械、冷凍機械、土木機械、建設機械ならびにこれらの製造用資材および工具類の仕入販売</u> 10. (現行どおり) (削除) (削除) (削除) 11. (現行どおり)</p>
<p>第3条 (条文省略) (公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>第3条 (現行どおり) (公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</p>
<p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p>	<p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 <u>株主総会</u> (基準日)</p>
<p>第12条 (条文省略) 第3章 <u>株主総会</u></p>	<p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>第13条～第14条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第13条～第14条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、<u>事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットに開示する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第15条～第20条 (条文省略) (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第16条～第21条 (現行どおり) (任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p>
<p>第22条～第29条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第23条～第30条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>第30条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第32条～第44条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第45条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第43条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第46条～第50条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第51条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>第48条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第52条～第54条 (現行どおり)</p>